

保険料の危険段階（保険方式の補償限度80%、下限なしの場合）

保険料の算定基礎となる危険段階別保険料率は、加入者毎に過去の平均損害率に応じて設定されます。

- ◎ 危険段階は-10区分から+10区分まであり、加入1年目は基本0区分が適用されます。
- ◎ 2年目以降は、保険金の受取額に応じて危険段階区分が変動しますが、最大3区分の上昇で留まります。

※保険料率は、全国の保険金の支払状況を踏まえて3年ごとに改定されます。

危険段階区分	危険段階別保険料率(%)	危険段階区分	危険段階別保険料率(%)
10	10.237	-1	2.780
9	7.106	-2	2.565
8	6.511	-3	2.350
7	5.913	-4	2.135
6	5.317	-5	1.920
5	4.758	-6	1.705
4	4.199	-7	1.490
3	3.640	-8	1.275
2	3.425	-9	1.060
1	3.210	-10	0.898
0	2.995		

付加保険料（事務費）の割引

「自動継続特約」を付した場合、農林水産省が提供する「インターネット申請」を登録した場合は、付加保険料（事務費）の割引が適用されます。

割引項目	割引額
自動継続特約	1,000円
インターネット申請	継続加入時 2,200円 新規加入時 4,500円

つなぎ資金

収入保険の保険金等の支払いは、保険期間終了後になりますが、保険期間中であっても、その年の農業収入が減少して保険金等の受け取りが見込まれる場合、見込まれる保険金等の80%を限度として無利子の「つなぎ資金」を受けることができます。

※「つなぎ資金」の貸付額は、その年に見込まれる農業収入をもとに、算出します。申込みから貸付までには、45日程度かかります。

詳しくは、下記のNOSAI支所までお問い合わせください。



令和6年度保険金等支払実績

令和6年度の保険金等の支払い総額は、**約12億6,300万円**。
加入者3,879経営体の**約22%の861経営体**が保険金等を受領されました。
（1経営体あたり 平均147万円）

● 筑前福岡支所 〒812-0063 福岡市東区原田4丁目20-12
TEL(092)624-2211 FAX(092)624-2210

● 筑豊支所 〒820-0111 飯塚市有安958-38
TEL(0948)83-1007 FAX(0948)83-1135

● 筑後川流域支所 〒838-0065 朝倉市一木906-10
TEL(0946)22-3645 FAX(0946)24-1231

● 京築北九州支所 〒824-0031 行橋市西宮市5丁目1-5
TEL(0930)22-0867 FAX(0930)22-0881

● 筑後支所 〒833-0035 筑後市大字古島451-1
TEL(0942)53-0361 FAX(0942)53-0365

● 遠賀中間出張所 〒811-4303 遠賀郡遠賀町大字今古賀603-1
TEL(093)293-0113 FAX(093)293-0035

（令和8年1月1日以降保険期間開始用）

農業を経営する皆様へ



全ての農産物を対象に収入減少を補てんします!!

収入保険



農業経営には
色々なリスクがあるんだよね。

自然災害だけでなく、様々な原因による収入減少をサポート

自然災害や鳥獣害などで
収量が下がった



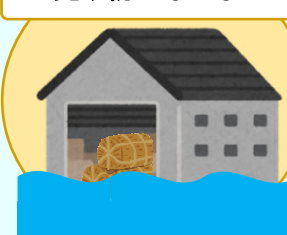
市場価格が下がった

保険期間中に災害で
作付けができなくなった



けがや病気で
収穫ができない

倉庫が浸水して
売り物にならない



取引先が倒産した

運搬中の事故や
盗難にあった



輸出したが
為替変動で大損した

- ※ 自己都合による収穫の中止は補償の対象から除きます。
- ※ けがや病気による収入の減少は医師の診断書が必要です。
- ※ 作付内容の変更や事故通知が遅れた場合は、保険金等の支払額が免責になります。

収入保険は様々なリスクから
農業経営を守ります！



加入できる方

青色申告を適切に行っているか、青色申告承認申請書を税務署に提出し、青色申告を始める方が加入できます。

※令和8年よりご加入いただける農業者（個人）は、令和7年分の確定申告の書類が必要です。

収入保険の対象とする品目

米、畑作物、野菜、果樹、花、茶、しいたけ、はちみつなど、農業者が自ら生産している農産物の「販売収入全体」をカバーします。

※簡易な加工品（精米、もち、荒茶、仕上茶、梅干し、干し柿、干し芋、乾しいたけなど）も収入に含めます。

※農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度と、重複して加入することはできません。

収入保険の基本

保険の基礎となる「基準収入金額」は、過去5年間の平均収入と保険期間の営農計画を基にした見込収入金額のどちらか低い方となります。

補償の方法は、掛け捨ての「保険方式」と掛け捨てとならない「積立方式」の組み合わせの補償を基本とし、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補てんします。

※経営面積を拡大（圃場を購入、借り受け）した場合や青色申告実績に一定の上昇傾向がある等の要件を満たせば基準収入を補正する特例があります。（規模拡大特例、収入上昇特例）

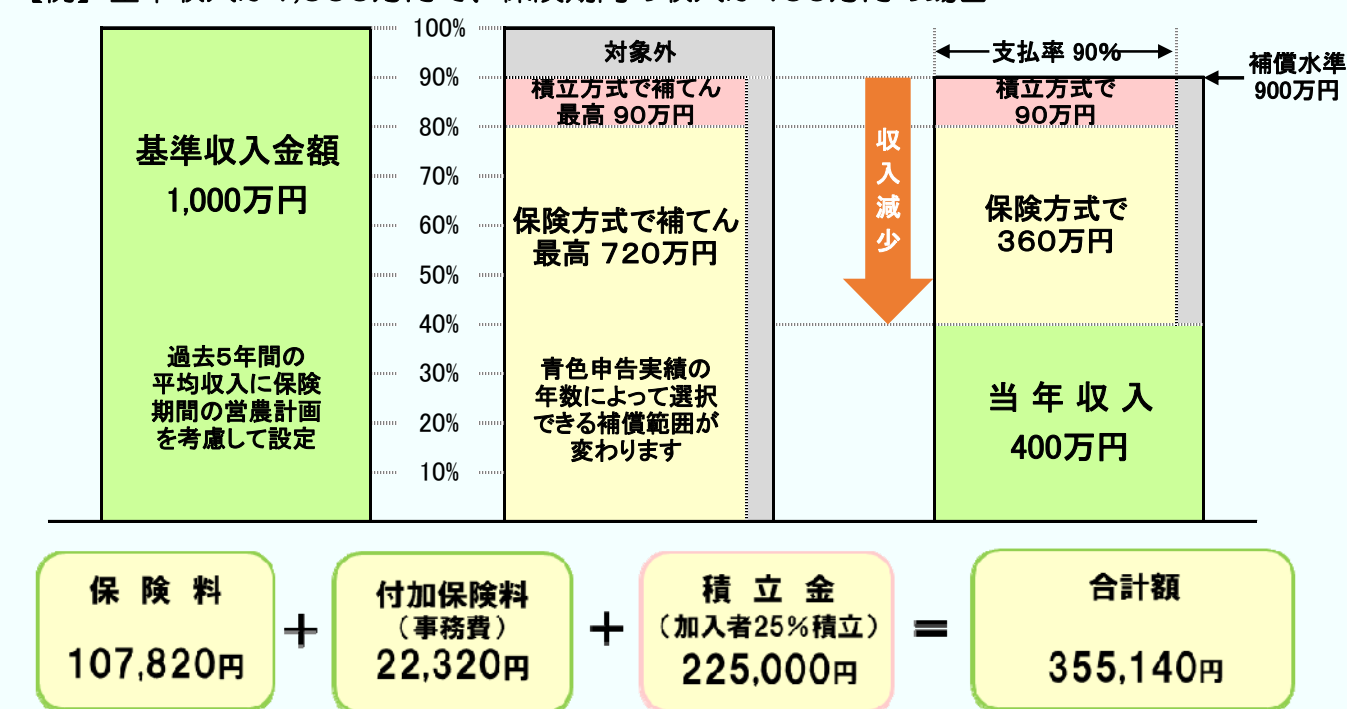
※気象災害により被災した年の農業収入を、その年の基準収入の8割まで上方修正して基準収入を算定し、被災された方の補償が不利にならないように設定できる特例があります。適用には自治体の被災証明が必要となります。（気象災害特例）

※特例を希望する場合、経営面積農地情報の一覧が必要です。

保険料、付加保険料(事務費)、積立金と保険金等支払額

○基本タイプ【保険方式80%、積立方式10%】

【例】基準収入が1,000万円で、保険期間の収入が400万円の場合



保険方式の保険料には50%、積立方式の積立金には75%の国庫補助があります。

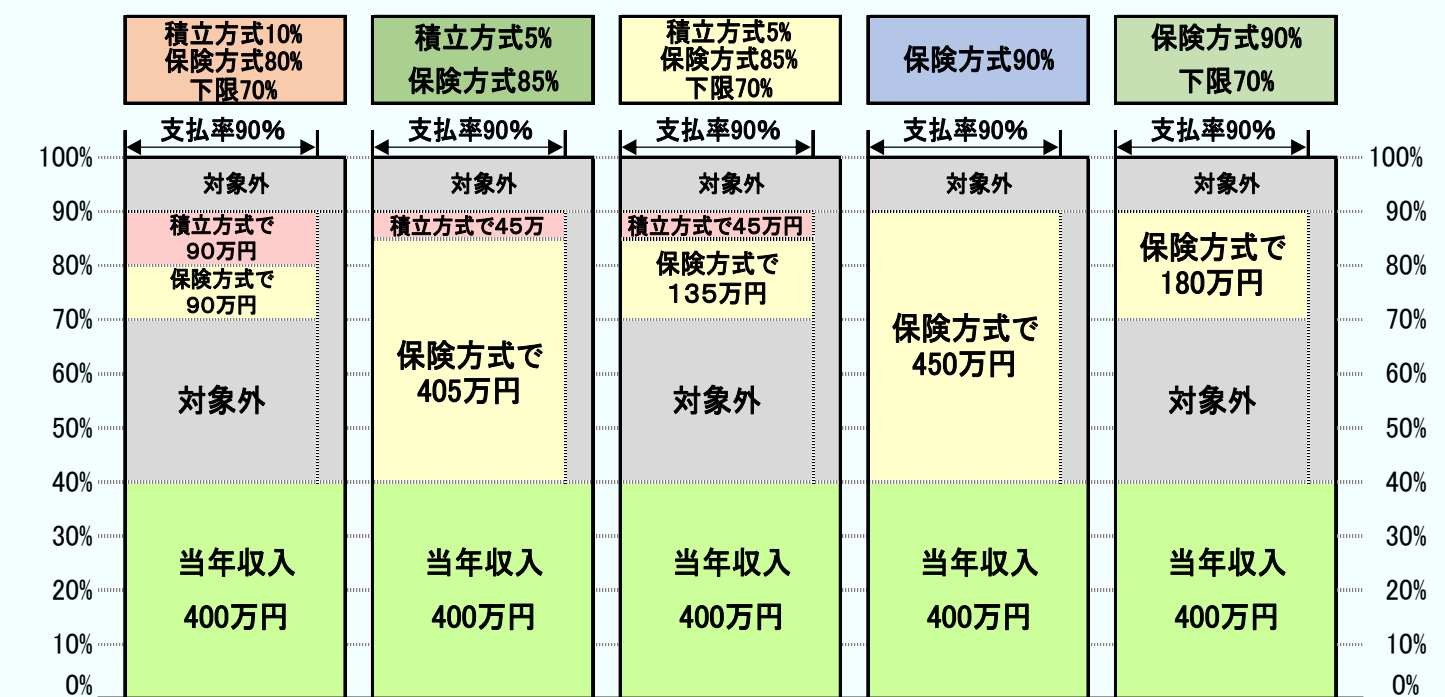
※保険料・積立金は、最大9回まで分割での支払いができます。（分割による手数料は発生しません）

※積立金は、補てんの対象とならなければ、翌年に持ち越されます。

お支払いする保険金等は積立方式で90万円、保険方式で360万円、合計450万円です。

○基本タイプ以外

【例】基準収入が1,000万円で、保険期間の収入が400万円の場合



保険料	60,588円	158,240円	112,264円	229,757円	184,073円	経費
付加保険料 (事務費)	19,080円	22,320円	19,080円	22,320円	19,080円	
積立金	225,000円	112,500円	112,500円	—	—	預り金
合 計	304,668円	293,060円	243,844円	252,077円	203,153円	
保険金等 支払額	180万円	450万円	180万円	450万円	180万円	

※補償のタイプによって積立方式の有無や保険方式の補償割合を選択できます。

※青色申告実績年数によって選択できる補償範囲は変わります。また、青色申告5年の実績がある方は、保険方式で90%～50%、積立方式で10%、5%、0%の中から組み合わせて90%～50%の間で選択いただけます。

保険期間とスケジュール

保険期間

個人：1月から12月までの1年間

法人：当該法人の事業年度の1年間

スケジュール（個人）

2025年（令和7年）

11月末まで
加入の契約
手続き

12月末～翌年8月
保険料・積立金
付加保険料の納入

2026年（令和8年）

1月～12月
保険期間
確定申告後
税務書類の提出

5月～7月
実績報告会
令和8年の
補償内容を確定

2027年（令和9年）

確定申告後～6月
保険金等の請求・支払
請求書を提出いただき
保険金等の支払い